

15. 学則規則等

- (1) 秋田工業高等専門学校学則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- (2) 秋田工業高等専門学校学生準則・・・・・・・・・・・・・・・・ P27
- (3) 秋田工業高等専門学校学業成績の評価並びに進級及び
卒業の認定に関する規則・・・・・・・・・・・・・・・・ P31
- (4) 成績評価及び進級，卒業の認定に関する内規・・・・・・・・ P34
- (5) 他の高等専門学校及び高等専門学校以外の教育施設等に
おける学修等に対する単位認定に関する規則・・・・・・・・ P37
- (6) 秋田工業高等専門学校「秋田県における大学，短期大学及び高等専門学校間の単位互換に関する協定書」及び「秋田県における 大学，短期大学及び高等専門学校間の単位互換実施に関する覚書」に基づく単位認定等に関する申合せ・・・ P39
- (7) 授業料未納による除籍者の取扱いに関する申合せ・・・・ P40
- (8) 制服及び徽章の制式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P41

第1章 本校の目的

(目的)

第1条 本校は、教育基本法（昭和22年法律第25号）の精神にのっとり、及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

第2章 修業年限、学年、学期、休業日及び授業終始の時刻

(修業年限及び在学期間)

第2条 修業年限は、5年とする。ただし、10年を超えて在学することができない。

2 再入学及び転入学した者の退学及び転入学前の在学期間は、前項に定める修業年限及び在学期間に算入する。

(学年)

第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第4条 学年を分けて、前期と後期の2学期とする。

2 前項に規定する学期の終始は、校長が別に定める。

(休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要があるときは、校長は、これらの休業日を授業日に振り替えることがある。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 開校記念日 4月18日

(4) 春季休業

(5) 夏季休業

(6) 冬季休業

(7) 学年末休業

2 前項第四号から第七号に規定する休業日の終始及び、臨時の休業日は、校長がそのつど定める。

(授業終始の時刻)

第6条 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

第3章 学科、学級数、入学定員及び教職員組織

(学科、学級数、入学定員)

第7条 学科、学級数及び入学定員は、次のとおりとする。

学 科	学 級 数	入 学 定 員
創造システム工学科	4	160 人

2 前項に規定する学科に、第2学年から次の系を、第4学年から次のコースを設ける。

系	* コース
機 械 系	機械システムコース
	知能機械コース
電気・電子・情報系	電気エネルギーシステムコース
	情報・通信ネットワークコース
物 質 ・ 生 物 系	マテリアル・プロセス工学コース
	バイオ・アグリ工学コース
土 木 ・ 建 築 系	国土防災システムコース
	空間デザインコース

(学科の人材の養成に関する目的その他の教育上の目的)

第7条の2 学科の人材の養成に関する目的その他の教育上の目的は次のとおりとする。

「学際領域を含めて高度な知識を有しており、技術課題に対して最善な解決策を提案し、それを実現してゆく創造性豊かな技術者」の育成を目指し、以下のような技術者の育成を目的とする。

- (1) 地球環境や人間社会と技術の調和を視野に入れて人類の幸福を考え、技術者倫理を理解し、責任ある行動のとれる技術者
- (2) 生産の現場に不可欠な実践的かつ専門的な知識と技術を有する技術者
- (3) 自ら問題を発見・解決する能力を備え、生涯に亘って自ら学ぶことのできる自己啓発型技術者
- (4) 産業社会におけるグローバル化に対応するため、正しい日本語で表現（記述・口述・討論）し、かつ国際的に通用するプレゼンテーション能力を持つ技術者
- (5) 複雑で多岐に亘る工業技術分野に貢献できる技術を有し、融合複合領域にも対応できる能力を備えた技術者

(教職員組織)

第8条 本校に、校長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

2 教職員の職務は、学校教育法その他法令で定めるところによる。

(主事)

第9条 本校に、教務主事、学生主事及び寮務主事を置く。

2 主事の職務については、別に定める。

(事務部)

第10条 本校に、事務を処理するため、事務部を置く。

(内部組織)

第11条 前2条に規定するもののほか、本校の内部組織は別に定めるところによる。

第4章 教育課程等

(1年間の授業期間)

第12条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

(教育課程)

第13条 授業科目及びその単位数は、別表第1、別表第2、別表第3、別表第4及び別表第5のとおりとする。

2 履修方法については、別に定める。

3 各授業科目の単位数は、30単位時間（1単位時間は、標準50分とする。）の履修を1単位として計算するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、本校が定める授業科目については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算することができる。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。

5 前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計数は、60単位を超えないものとする。

6 前3項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業製作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(他の高等専門学校における授業科目の履修)

第13条の2 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の高等専門学校において履修した授業科目について履修した単位を、60単位を超えない範囲で本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第13条の3 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学、短期大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校における授業科目の履修とみなし単位の修得を認定することができる。

2 前項により認定することができる単位数は、前条により本校において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 第1項に関し、必要な事項は別に定める。

(学年課程の修了又は卒業の認定)

第14条 各学年の課程の修了又は卒業を認めるにあたっては、学生の平素の成績等を評価して行うものとする。

2 成績の評価及び課程修了の認定については、別に定めるところによる。

第15条 削除

第5章 入学，転科，休学，退学，転学及び卒業 (入学資格)

第16条 入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 中学校を卒業した者
- (2) 義務教育学校を卒業した者
- (3) 中等教育学校の前期課程を修了した者
- (4) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (7) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (8) その他相当年齢に達し、本校が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
(入学者の選抜及び入学許可)

第17条 校長は、入学志願者について学力検査の成績、出身学校の長から送付された調査書その他必要な書類等を資料として入学者の選抜を行う。

2 校長は、前項の選抜の結果に基づき、第28条に規定する入学料を納付した者に対して入学を許可する。ただし、入学料の免除又は徴収猶予の申請書を受理された者にあつては、入学を許可することができる。

(年度途中の入学，修了及び卒業)

第17条の2 校長は特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、第3条に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、入学を許可し、並びに各学年の修了及び卒業を認めることができる。

(編入学の許可)

第18条 第1学年の途中又は第2学年以上に入学を許可される者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められ、かつ、定員と在学学生数を考慮し教育上支障がないときは、相当学年に入学を許可することがある。

(入学手続)

第19条 入学を許可された者は、所定の期日までに誓約書及び校長が定めた書類を提出しなければならない。

(転科)

第20条 転科を希望する者があるときは、校長は転科を許可することがある。

(休学)

第21条 学生は、疾病その他やむを得ない理由により、3か月以上継続して修学することができないときは、校長の許可を受けて、休学することができる。

(休学期間)

第22条 休学の期間は、1年以内とし、当該学年末までとする。ただし、特別の理由がある場合は、校長の許可を受けて、休学期間を延長することができる。

2 休学の期間は、通算して5年を超えることができない。

3 休学の期間は、第2条に規定する修業年限及び在学期間に算入しない。

(復学)

第23条 休学した者は、休学の理由がなくなったときには、校長の許可を受けて復学することができる。

(出席の停止)

第24条 学生に伝染病その他の疾病があるときは、校長は、出席停止を命ずることがある。

(退学及び再入学)

第25条 学生は、疾病その他やむを得ない理由により退学しようとするときは、校長の許可を受けて、退学することができる。

2 校長は、前項の規定により退学した者で再入学を希望する者があるときは、学力検査及び面接を実施し、選考の上、相当学年に入学を許可することがある。

(他学校への入学)

第26条 他の学校に入学、転学又は編入学を希望しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

(外国留学)

第26条の2 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留学すること及び外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することを許可することができる。

2 校長は、前項の規定により許可された学生について、外国の高等学校又は大学における履修(外国の大学が行う通信教育を我が国において履修する場合を含む)を本校における履修とみなし、第13条の2及び第13条の3により本校において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

3 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された学生について、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

4 前3項に関し、必要な事項は別に定める。

(卒業及び称号)

第27条 全学年の課程を修了した者には、校長は、所定の卒業証書を授与する。

2 卒業した者は、準学士と称することができる。

第6章 入学検定料、入学料、授業料及び寄宿料
(入学検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額)

第28条 入学検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額については、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（平成16年規則第35号）に定めるところによる。

（入学検定料）

第29条 入学を志望する者は、願書提出と同時に、入学検定料を納付しなければならない。

（授業料）

第30条 学生は、授業料年額を前期及び後期の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 前項の授業料は、前期にあつては4月、後期にあつては10月に納付するものとする。

3 第2項の規定にかかわらず、学生の申出があつたときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があつたときは、入学を許可するときに徴収することができるものとする。

（中途入学者の授業料）

第31条 学年の中途において入学した者が前期又は後期において納付する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に入学の日の属する月から次の納付の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月の末日までに納付するものとする。

（中途退学者の授業料）

第32条 学年の中途で退学する者は、退学する日の属する時期が前期であるときは授業料の年額の2分の1に相当する額の授業料を、退学する日の属する時期が後期であるときは授業料の年額に相当する額の授業料をそれぞれ納付するものとする。

（寄宿料）

第33条 寄宿舎に入舎している学生は、入舎した日の属する月から退舎する日の属する月までの間、寄宿料を納付するものとする。

（入学料、授業料及び寄宿料の免除）

第34条 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合その他やむを得ない理由により入学料の納付が著しく困難であると認められる場合は、入学料の全額又は半額を免除することがある。

2 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又は休学、死亡等その他やむを得ない理由があると認められる場合は、授業料の全額又は一部を免除することがある。

3 風水害等の災害を受けたことにより、寄宿料の納付が困難であると認められる場合には、寄宿料の全額を免除することがある。

4 前3項に関し必要な事項は、別に定める。

(入学料及び授業料の徴収猶予)

第34条の2 経済的理由により納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合、入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる場合及びその他やむを得ない理由があると認められる場合は、入学料の徴収を猶予することがある。

2 経済的理由により納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合、学生が行方不明の場合、学生又は学資負担者が災害を受け納付が困難であると認められる場合及びその他やむを得ない理由があると認められる場合は、授業料の徴収を猶予することがある。

3 前2項に関し必要な事項は別に定める

(納付した入学検定料等)

第35条 納付済みの入学検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返還しない。ただし、第30条第4項の規定により納付した授業料については、当該授業料を納付した者が入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退したときは、その者の申し出により当該授業料相当額を返還する。

第7章 学生準則、賞罰及び除籍

(学生準則)

第36条 学生は、この学則に定めるもののほか、別に定める秋田工業高等専門学校学生準則(昭和42年規則第1号)を遵守しなければならない。

(表彰)

第37条 学生として表彰に値する行為があるときは、表彰することがある。

(懲戒)

第38条 教育上必要があるときは、学生に退学、停学、訓告その他の懲戒を加えることがある。ただし、退学は、次の各号の一に該当する者について行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

2 停学の期間は、在学期間および修業年限に算入する。

(除籍)

第39条 次の各号の一に該当する者は、校長がこれを除籍する。

- (1) 長期間にわたり行方不明の者
- (2) 第22条に規定する休学期間を超えて、なお就学できない者
- (3) 第2条に規定する在学期間を超えた者
- (4) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

- (5) 第17条第2項に規定する入学料免除の申請書を受理され、免除を不許可とされた者及び半額免除の許可をされた者で、所定の期日までに入学料を納付しない者
- (6) 第17条第2項に規定する入学料徴収猶予の申請書を受理され、徴収猶予を不許可とされた者及び許可された者で、所定の期日までに入学料を納付しない者

第8章 専攻科

(設置)

第40条 本校に専攻科を置く。

(目的)

第41条 専攻科は、高等専門学校における教育の基礎の上に、より高度な工業に関する知識及び技術を教授研究し、すぐれた独創的開発能力を備えた実践的工業技術者を養成し、もって広く産業の発展に寄与することを目的とする。

(各専攻の人材の養成に関する目的その他の教育上の目的)

第41条の2 各専攻の人材の養成に関する目的その他の教育上の目的は次のとおりとする。

- (1) 本科等で修得した基礎概念及び専門技術に加え、より専門的な技術の深化及び周辺技術を融合させるとともに、高いコミュニケーション能力を身につけ、技術者としてグローバルな視野をもって様々なローカルな地で活躍できる人材の養成
- (2) 複数の領域をまとめる総合力、異分野との境界領域に見出されるデザイン思考、予測不可能なことへの適応能力を備え、技術者倫理と危機管理を理解し、修得した高度で実践的な知識と技術を背景に、既存技術の転換や革新的な技術を開発できる人材の養成
- (3) 修得した知識と技術を活用して課題を発掘しこれに取組み、個人だけでなく他者との協同によって最良の解決策を導出できる人材の育成

(専攻及び入学定員)

第42条 専攻科の専攻及び入学定員は、次のとおりとする。

グローバル地域創生工学専攻 16人

(入学資格)

第43条 専攻科に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等専門学校を卒業した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができる者
- (4) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- (6) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育

制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- (7) その他専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
(入学者の選考及び入学許可)

第44条 校長は、入学志願者に対して、別に定めるところにより選考の上、入学を許可する。

(修業年限及び在学期間)

第45条 専攻科の修業年限は、2年とする。ただし、4年を超えて在学することができない。

(休学の期間)

第46条 専攻科学生 of 休学期間は、2年を超えることができない。

- 2 休学の期間は、第45条及び第48条第1項に定める在学期間に算入しない。

(教育課程)

第47条 開設する授業科目及びその単位数は、別表第6のとおりとする。

- 2 履修方法については、別に定める。

(修了)

第48条 専攻科に2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、62単位以上を修得した者について、修了を認定する。

- 2 校長は、修了を認定した者に対し、所定の修了証書を授与する。

(準用規定)

第49条 専攻科学生については、第3条から第6条まで、第12条、第13条の3第1項、第19条、第21条、第23条から第25条まで、第26条の2第1項、第28条から第34条まで、第36条から第39条第1号まで、第39条第3号から第6号までの規定を準用する。この場合において、第26条の2第1項中「外国の高等学校又は大学」とあるのは、「外国の大学」と、第39条第3号中「第2条」とあるのは、「第45条」と読み替えるものとする。

(その他)

第50条 本章の定めのほか、専攻科に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 図書館

(図書館)

第51条 本校に図書館を置く。

- 2 図書館の運営その他必要な事項は、別に定める。

第10章 センター等

(情報処理センター)

第52条 本校に情報処理センターを置く。

2 情報処理センターの運営その他必要な事項は、別に定める。

(地域共同テクノセンター)

第52条の2 本校に地域共同テクノセンターを置く。

2 地域共同テクノセンターの運営その他必要な事項は、別に定める。

第52条の3 削除

(技術教育支援センター)

第52条の4 本校に技術教育支援センターを置く。

2 技術教育支援センターの運営その他必要な事項は、別に定める。

第11章 寄宿舍

(寄宿舍)

第53条 本校に寄宿舍を置く。

2 寄宿舍の運営その他必要な事項は、別に定める。

第12章 研究生、聴講生、特別聴講学生及び科目等履修生

(研究生)

第54条 本校において、特定の専門事項に関し研究を志望する者があるときは、本校の教育研究に支障がない場合に限り選考の上、研究生として入学を許可することがある。

(聴講生)

第55条 本校において、特定の授業科目について聴講を志願する者があるときは、本校の教育に支障がない場合に限り選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

(特別聴講学生)

第55条の2 本校において、特定の授業科目を履修することを志願する他の高等専門学校、大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）の学生があるときは、当該高等専門学校、大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

(科目等履修生)

第55条の3 本校において、特定の授業科目について履修することを志願する者があるときは、本校の教育に支障がない場合に限り選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生には単位を与えることができる。

第56条 研究生、聴講生、特別聴講学生及び科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 外国人留学生

(外国人留学生)

第57条 外国人で工業高等専門学校において教育を受ける目的をもって入国し、本校に入学を志願する者があるときは、特別に選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 公開講座

(公開講座)

第58条 本校に公開講座を開設することがある。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第15章 雑則

(雑則)

第59条 この学則の施行に際し、必要な事項は、校長が別に定める。

第16章 改廃

(改廃)

第60条 この学則の改廃は、校長が行う。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日に置かれている電気工学科は、改正後の第7条の規定にかかわらず、平成15年度以前に当該学科に入学した者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成18年3月3日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成18年度の第4学年及び第5学年の教育課程における各学科の学修単位の授業科目及びその単位数は、附則別表のとおり定める。

附 則

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成19年度の第4学年及び第5学年の教育課程における各学科の学修単位の授業科目及びその単位数は次のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度の第4学年及び第5学年の教育課程における各学科の学修単位の授業科目及びその単位数は次のとおりとする。

附 則

この学則は、平成20年10月1日から施行する。ただし、第20条の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年7月6日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この学則第7条第1項の規定にかかわらず、第1条に規定する目的を達成するため、本校に次の学科を置く。
 - (1) 機械工学科
 - (2) 電気情報工学科
 - (3) 物質工学科
 - (4) 環境都市工学科
- 3 前項に掲げる学科の教育目標は、次のとおりとする。
 - (1) 機械工学科は、機械工業のみならず一般産業を含めた広い分野において科学技術の進展に対処できる実践的機械系技術者の養成
 - (2) 電気情報工学科は、電気・電子・情報技術を中心として産業界の様々な分野で活躍できる実践的電気情報系技術者の養成

- (3) 物質工学科は、物質に関する化学と生物の機能の応用を有機的に結合させ、新しい技術に対応できる柔軟な思考力と応用力を持つ実践的化学系技術者の養成
- (4) 環境都市工学科は、土木・建築技術を基に、社会基盤や都市建設の計画、設計、施工、維持管理を自然環境や防災、景観に配慮しながら行うことにより、社会の持続可能な発展に貢献することのできる実践的建設系技術者の養成
- 4 第2項に規定する学科は、平成29年3月31日に当該学科に在学する者及び平成31年度までに編入学した者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 5 平成29年度において、第2学年以上（平成30年度以降平成32年度までは、学年進行により1学年ずつ加える）に在学する者に係る学科、学級数、学年毎の授業科目並びにその開設単位数及び履修単位数については、第7条及び別表第1から別表第5の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 第20条の規定は、創造システム工学科在籍者に適用しない。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年6月2日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この学則第42条の規定にかかわらず、第1条に規定する目的を達成するため、本校の専攻科に次の専攻を置く。
 - (1) 生産システム工学専攻8人
 - (2) 環境システム工学専攻8人
- 3 前項に掲げる学科の教育目標は、次のとおりとする。
 - (1) 生産システム工学専攻は、複合領域分野や高度情報化社会における先端技術の開発や技術移転にも対応できる機械・電気情報システム工学の「総合力・システム思考能力を有する創造性豊かな技術者」の養成
 - (2) 環境システム工学専攻は、自己の専門領域を超え、環境への影響に配慮しつつ先端技術に柔軟に対応できるスキルを身につけた物質・環境システム工学の「総合力・システム思考能力を有する創造性豊かな技術者」の養成
- 4 第2項に規定する専攻科の専攻は、令和4年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 5 第2項に規定する専攻に令和4年度以降在学する者の授業科目並びにその開設単位数及び履修単位数については、第42条及び別表第6の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和5年6月7日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 令和5年度及び令和6年度の第3学年の教育課程における各系の学修単位の授業科目及びその単位数は、附則別表第2から第5のとおり定める。

附 則

この学則は、令和6年9月4日から施行する。

附 則

この学則は、令和7年2月5日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前の入学者については、改正後の別表第1の規定に関わらず、なお従前の例による。ただし、令和6年度入学者における別表第1の授業科目「人類史Ⅰ」及び「人類史Ⅱ」は、「地理」及び「人類史」にそれぞれ読み替える。

附則別表

学 科	第 4 学年		第 5 学年	
	授業科目	単位数	授業科目	単位数
機械工学科	水力学	2 単位	計算力学	2 単位
	工業熱力学	2 単位	制御工学	2 単位
	電子工学	1 単位	機械力学	1 単位
	材料学	1 単位	流体機械	1 単位
	計測工学	1 単位	内燃機関	1 単位
電気情報工学科	電気磁気学Ⅱ	2 単位	制御工学Ⅱ	2 単位
	電気回路Ⅲ	1 単位	工業英語	1 単位
	制御工学Ⅰ	2 単位	電気通信	1 単位
	半導体工学	2 単位	計算機応用	2 単位
	電子回路Ⅰ	2 単位	電気法規	1 単位
物質工学科	物理化学	2 単位	無機工業化学	2 単位
	化学工学	2 単位	有機工業化学	2 単位
	化学熱力学	2 単位	有機材料工学	2 単位
	無機材料工学	2 単位	反応工学（物質コース）	2 単位
	有機合成化学(物質コース)	2 単位	遺伝子工学	2 単位
	応用微生物学	2 単位	タンパク質工学（生物コース）	2 単位
	生物化学工学(生物コース)	2 単位		
環境都市工学科	環境水理学	2 単位	都市計画	2 単位
	地盤工学	2 単位	測量学	1 単位
	鋼構造学	2 単位	都市環境工学	1 単位
	環境衛生工学	2 単位		
	建築史	2 単位		
	環境都市デザイン論	2 単位		
	鉄筋コンクリート構造学	1 単位		

別表第1
一般科目教育課程

授 業 科 目						単 位 数	学 年 別 配 当					備 考
							1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
必修科目	言語	国語 I	A	2	2						留学生以外に対して開講	
		国語 I	B	2	2							
		国語 II			2							
		国語 III				2						
		国語 表現	現	2				2				
	社会	公共社会 I		2	2						留学生以外に対して開講 留学生以外に対して開講	
		公共社会 II		1	1							
		地理	理	2	2							
		人類学	史	2		2						
		技術史 I		1		1						
	数学	数学者倫理	理	1						1		
		数学 I	A	4	4							
		数学 I	B	3	3							
		数学 II	A	4		4						
		数学 II	B	2		2						
理科	化学 I		3	3								
	化学 II		2									
	物理学 I		3	2								
	物理学 II		1	3								
	物理学 III		1		1							
体育	保健体育 I	I	2	2								
	保健体育 II	II	2		2							
	保健体育 III	III	2			2						
	保健体育 I	I	1				1					
	保健体育 II	II	1					1				
外国語	芸術	芸術 I		1								
		芸術 II		1	1							
	英語	英語 I	A	4	4						留学生以外に対して開講 留学生以外に対して開講 留学生以外に対して開講	
		英語 I	B	2	2							
		英語 II	A	4		4						
		英語 II	B	2		2						
		英語 LL 演習	III	2			2					
		英語 LL 演習	IV	1			1					
		英語 LL 演習	V	1				1				
		英語 LL 演習	I	2				2				
修得（開設）単位小計					78	25	25	17	7	4		
選択科目	外国語	英語 I	II	1					1			
		英語 II	III	1					1			
		英語 III	IV	1						1		
		英語 IV	V	2							2	
		英語 V	VI	2							2	
開設単位小計					8				3	5		
修得単位小計					2以上	2以上						
必修科目	留学生科目	留学生科目		6				6			留学生に対して開講 留学生に対して開講（機械系のみ） 留学生に対して開講（電気・電子・情報系のみ） 留学生に対して開講（物質・生物系のみ） 留学生に対して開講（土木・建築系のみ）	
		留学生科目		3				3				
		留学生科目		3				3				
		留学生科目		3				3				
		留学生科目		3				3				
開設単位小計					18			18				
修得単位小計					9	9						
開設単位合計					104	25	25	35	7	4	必修科目	
修得単位合計					80以上	25	25	17	3	5	選択科目	
修得単位合計					80以上	25	25	17	7	4	必修科目	
修得単位合計					80以上	25	25	17	7	4	選択科目	

特別活動 []

特 別 活 動					単 位 間	学 年 別 配 当			備 考	
						1 年	2 年	3 年		
特 別 活 動					90	30	30	30		

別表第2
(創造システム工学科 機械系 機械システムコース)

授 業 科 目			単 位 数	学 年 別 配 当					備 考	
				1 年	2 年	3 年	4 年	5 年		
必修科目	工学概論		2	2						
	基礎工作実習		2	2						
	情報基礎		2	2						
	機械製図Ⅰ		3		3					
	機械工作実習Ⅰ		3		3					
	情報処理		1		1					
	電気工学		1		1					
	基礎金属材料学		1			1				
	機械製図Ⅱ		3			3				
	機械力学Ⅰ		1			1				
	基礎電子工学		1			1				
	コンピュータ製図		1			1				
	機械工作法Ⅰ		1			1				
	機械設計		1			1				
	創造設計製作		2			2				
	機械工作実習Ⅱ		3			3				
	設計製図Ⅰ		2				2			
	工学実験Ⅰ		2				2			
	流体工学Ⅰ		1				1			
	金属材料学		1				1			
	機械工作法Ⅱ		1				1			
	材料力学Ⅰ		2				2			
	材料力学Ⅱ		2				2			
	熱力学		2				2			
	設計製図Ⅱ		2					2		
	工学実験Ⅱ		2					2		
	計算力学		1					1		
	熱工学		1					1		
	計測工学		1					1		
	応用流体システム工学		1					1		
	流体工学Ⅱ		2					2		
	基礎研究		2				2			
	卒業研究		9					9		
	融合複合基礎		ライフ&アースサイエンス	2		2				
			応用物理Ⅰ	2			2			
	融合		応用数学Ⅰ	2				2		
			応用数学Ⅱ	2				2		
			応用物理ⅡB	2				2		
	修 得（開 設）単 位 小 計			72	6	10	16	21	19	
選択科目	融合		制御工学Ⅰ	1				1		
			応用電子工学	1				1		
			機械力学Ⅱ	2				2		
			医療福祉工学	2				2		
			ロボット工学	1					1	
			先端材料学	1					1	
			制御工学Ⅱ	2					2	
			バイオメカニクス	2					2	
	複合		特別講義Ⅲ	2				2		
			特別講義Ⅳ	2				2		
			応用数学Ⅲ	1					1	
			電気エネルギーシステム概論	1				1		4年次又は5年次で選択可
			情報工学概論	1				1		4年次又は5年次で選択可
			材料計測工学概論	1				1		4年次又は5年次で選択可
			物質工学概論	1				1		4年次又は5年次で選択可
			国土防災システム概論	1				1		4年次又は5年次で選択可
			建築デザイン概論	1				1		4年次又は5年次で選択可
			電気材料工学概論	1					1	4年次又は5年次で選択可
			通信ネットワーク概論	1					1	4年次又は5年次で選択可
			応用化学概論	1					1	4年次又は5年次で選択可
			微生物学概論	1					1	4年次又は5年次で選択可
			環境工学概論	1					1	4年次又は5年次で選択可
			都市デザイン概論	1					1	4年次又は5年次で選択可
			データマイニング	1					1	
			校外実習基礎A	1			1			
			校外実習基礎B	2			2			
			校外実習A	1				1		
			校外実習B	2				2		
	開 設 単 位 小 計			36			3	19	14	
	修 得 単 位 小 計			15以上	15以上					
専 門 科 目 開 設 単 位 合 計			108	6	10	16	21	19	必修科目	
						3	19	14	選択科目	
専 門 科 目 修 得 単 位 合 計			87以上	6	10	16	21	19	必修科目	
				—	—	—	11以上		融合選択科目	
				—	—	4以上			複合選択科目	
				15以上					選択科目	
一 般 科 目 修 得 単 位 合 計			80以上	25	25	17	7	4	必修科目	
				2以上					選択科目	
修 得 単 位 合 計			167以上	31	35	33	28	23	必修科目	
				17以上					選択科目	

別表第2
(創造システム工学科 機械系 知能機械コース)

授 業 科 目			単 位 数	学 年 別 配 当					備 考
				1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
必修科目	工学概論		2	2					
	基礎工作実習		2	2					
	情報基礎		2	2					
	機械製図Ⅰ		3		3				
	機械工作実習Ⅰ		3		3				
	情報処理		1		1				
	電気工学		1		1				
	基礎金属材料学		1			1			
	機械製図Ⅱ		3			3			
	機械力学Ⅰ		1			1			
	基礎電子工学		1			1			
	コンピュータ製図		1			1			
	機械工作法Ⅰ		1			1			
	機械設計		1			1			
	創造設計製作		2			2			
	機械工作実習Ⅱ		3			3			
	設計製図Ⅰ		2				2		
	工学実験Ⅰ		2				2		
	流体工学Ⅰ		1				1		
	応用電子工学		1				1		
	材料力学Ⅰ		2				2		
	機械力学Ⅱ		2				2		
	医療福祉工学		2				2		
	設計製図Ⅱ		2					2	
	工学実験Ⅱ		2					2	
	先端材料学		1					1	
	制御工学Ⅱ		2					2	
	バイオメカニクス		2					2	
	基礎研究		2				2		
	卒業研究		9					9	
目	融合複合基礎	ライフ&アースサイエンス	2		2				
		応用物理Ⅰ	2			2			
	融合	応用数学Ⅰ	2				2		
		応用数学Ⅱ	2				2		
		応用物理ⅡB	2				2		
		制御工学Ⅰ	1				1		
	ロボット工学	1					1		
修 得 （ 開 設 ） 単 位 小 計			72	6	10	16	21	19	
選択科目	融合	金属材料学	1				1		
		機械工作法Ⅱ	1				1		
		熱力学	2				2		
		材料力学Ⅱ	2				2		
		計測工学	1					1	
		計算力学	1					1	
		熱工学	1					1	
		応用流体システム工学	1					1	
		流体工学Ⅱ	2					2	
	複合	特別講義Ⅲ	2				2		
		特別講義Ⅳ	2				2		
		応用数学Ⅲ	1					1	
		電気エネルギーシステム概論	1				1		4年次又は5年次で選択可
		情報工学概論	1				1		4年次又は5年次で選択可
		材料計測工学概論	1				1		4年次又は5年次で選択可
		物質工学概論	1				1		4年次又は5年次で選択可
		国土防災システム概論	1				1		4年次又は5年次で選択可
		建築デザイン概論	1				1		4年次又は5年次で選択可
		電気材料工学概論	1					1	4年次又は5年次で選択可
		通信ネットワーク概論	1					1	4年次又は5年次で選択可
		応用化学概論	1					1	4年次又は5年次で選択可
		微生物学概論	1					1	4年次又は5年次で選択可
		環境工学概論	1					1	4年次又は5年次で選択可
		都市デザイン概論	1					1	4年次又は5年次で選択可
		データマイニング	1					1	
		校外実習基礎A	1			1			
		校外実習基礎B	2			2			
		校外実習A	1				1		
		校外実習B	2				2		
	開 設 単 位 小 計			36			3	19	14
修 得 単 位 小 計			15以上	15以上					
専 門 科 目 開 設 単 位 合 計			108	6	10	16	21	19	必修科目
						3	19	14	選択科目
専 門 科 目 修 得 単 位 合 計			87以上	6	10	16	21	19	必修科目
				—	—	—	11以上		融合選択科目
				—	—	4以上			複合選択科目
				15以上					選択科目
一 般 科 目 修 得 単 位 合 計			80以上	25	25	17	7	4	必修科目
				2以上					選択科目
修 得 単 位 合 計			167以上	31	35	33	28	23	必修科目
				17以上					選択科目

別表第3
 (創造システム工学科 電気・電子・情報系 電気エネルギーシステムコース)

授 業 科 目			単 位 数	学 年 別 配 当					備 考
				1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
必修科目	工学概論		2	2					
	基礎工作実習		2	2					
	情報基礎		2	2					
	電気計測		1		1				
	論理回路		1		1				
	情報処理応用		1		1				
	電気回路Ⅰ		2		2				
	基礎工学実験		3		3				
	電子デバイス工学		1			1			
	基礎電気磁気学		2			2			
	電気回路Ⅱ		2			2			
	電気機器学		2			2			
	コンピュータ基礎		2			2			
	電気情報基礎実験		3			3			
	電子回路		2				2		
	回路網理論		2				2		
	電気磁気学		2				2		
	電気情報工学実験Ⅰ		2				2		
	IC応用回路		2					2	
	電気情報工学実験Ⅱ		2					2	
	電気機械変換工学		2				2		
	半導体工学		2				2		
	制御システム工学		1					1	
	電力工学		2					2	
	センサ工学		2					2	
	物性工学		2					2	
	基礎研究		2				2		
	卒業研究		9					9	
	融合科目	融合複合基礎	ライフ&アースサイエンス	2		2			
			応用物理Ⅰ	2			2		
		融合	制御工学Ⅰ	1				1	
			ロボット工学	1					1
			応用数学Ⅰ	2				2	
			応用数学Ⅱ	2				2	
		融合	応用物理ⅡB	2				2	
			修得（開設）単位小計	72	6	10	14	21	21
選択科目		融合	アルゴリズム基礎論	1				1	
			情報ネットワーク概論	1				1	
	離散数学基礎		2				2		
	ソフトウェア工学		2				2		
	組み込みシステム		1					1	
	コンピュータグラフィクス		1					1	
	コンピュータシミュレーション		2					2	
	通信工学		2					2	
	複合	機械システム概論	1				1		4年次又は5年次で選択可
		知能機械工学概論	1				1		4年次又は5年次で選択可
		材料計測工学概論	1				1		4年次又は5年次で選択可
		物質工学概論	1				1		4年次又は5年次で選択可
		国土防災システム概論	1				1		4年次又は5年次で選択可
		建築デザイン概論	1				1		4年次又は5年次で選択可
		特別講義Ⅲ	2				2		
		応用数学Ⅲ	1					1	
		熱・流体工学概論	1					1	4年次又は5年次で選択可
		医療・福祉工学概論	1					1	4年次又は5年次で選択可
		応用化学概論	1					1	4年次又は5年次で選択可
		微生物学概論	1					1	4年次又は5年次で選択可
		環境工学概論	1					1	4年次又は5年次で選択可
		都市デザイン概論	1					1	4年次又は5年次で選択可
		データマイニング	1					1	
		特別講義Ⅳ	2				2		
		校外実習基礎A	1			1			
		校外実習基礎B	2			2			
		校外実習A	1				1		
		校外実習B	2				2		
	開設単位小計		36			3	19	14	
	修得単位小計		15以上	15以上					
専門科目開設単位合計			108	6	10	14	21	21	必修科目
専門科目修得単位合計			87以上	6	10	14	19	14	選択科目
				—	—	—	21	21	必修科目
				—	—		11以上		融合選択科目
				—	—	4以上		複合選択科目	
				15以上					選択科目
一般科目修得単位合計			80以上	25	25	17	7	4	必修科目
				2以上					選択科目
修得単位合計			167以上	31	35	31	28	25	必修科目
				17以上					選択科目

別表第3
(創造システム工学科 電気・電子・情報系情報・通信ネットワークコース)

授 業 科 目			単 位 数	学 年 別 配 当					備 考
				1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
必修科目	工学概論		2	2					
	基礎工作実習		2	2					
	情報基礎		2	2					
	電気計測		1	1					
	論理回路		1	1					
	情報処理応用		1	1					
	電気回路Ⅰ		2	2					
	基礎工学実験		3	3					
	電子デバイス工学		1		1				
	基礎電気磁気学		2		2				
	電気回路Ⅱ		2		2				
	電気機器学		2		2				
	コンピュータ基礎		2		2				
	電気情報基礎実験		3		3				
	電子回路		2			2			
	回路網理論		2			2			
	電気磁気学		2			2			
	電気情報工学実験Ⅰ		2			2			
	IC応用回路		2				2		
	電気情報工学実験Ⅱ		2				2		
	アルゴリズム基礎論		1			1			
	情報ネットワーク概論		1			1			
	離散数学基礎		2			2			
	ソフトウェア工学		2			2			
	組み込みシステム		1				1		
	コンピュータグラフィクス		1				1		
	コンピュータシミュレーション		2				2		
	通信工学		2				2		
	基礎研究		2			2			
	卒業研究		9				9		
融合複合基礎	ライフ&アースサイエンス	2		2					
	応用物理Ⅰ	2			2				
	データマイニング	1					1		
	応用数学Ⅰ	2				2			
	応用数学Ⅱ	2				2			
融合	応用物理ⅡB	2				2			
	修 得 （ 開 設 ） 単 位 小 計		72	6	10	14	22	20	
	融合複合	制御工学Ⅰ	1				1		
		電気機械変換工学	2				2		
半導体工学		2				2			
制御システム工学		1					1		
電力工学		2					2		
センサ工学		2					2		
物性工学		2					2		
選択科目	機械システム概論	1				1		4年次または5年次で選択可	
	知能機械工学概論	1				1		4年次または5年次で選択可	
	材料計測工学概論	1					1	4年次または5年次で選択可	
	物質工学概論	1				1		4年次または5年次で選択可	
	国土防災システム概論	1					1	4年次または5年次で選択可	
	建築デザイン概論	1					1	4年次または5年次で選択可	
	特別講義Ⅲ	2				2			
	応用数学Ⅲ	1					1		
	熱・流体工学概論	1					1	4年次または5年次で選択可	
	医療・福祉工学概論	1					1	4年次または5年次で選択可	
	応用化学概論	1				1		4年次または5年次で選択可	
	微生物学概論	1					1	4年次または5年次で選択可	
	環境工学概論	1				1		4年次または5年次で選択可	
	都市デザイン概論	1				1		4年次または5年次で選択可	
	特別講義Ⅳ	2				2			
	校外実習基礎A	1			1				
	校外実習基礎B	2			2				
	校外実習A	1				1			
	校外実習B	2				2			
	開 設 単 位 小 計		35			3	18	14	
修 得 単 位 小 計		15以上	15以上						
専 門 科 目 開 設 単 位 合 計			104	6	10	14	22	20	必修科目
						3	16	16	選択科目
専 門 科 目 修 得 単 位 合 計			87以上	6	10	14	22	20	必修科目
				—	—	—	11以上		融合選択科目
				—	—		4以上		複合選択科目
				15以上					選択科目
一 般 科 目 修 得 単 位 合 計			80以上	25	25	17	7	4	必修科目
				2以上					選択科目
修 得 単 位 合 計			167以上	31	35	31	29	24	必修科目
				17以上					選択科目

別表第4
(創造システム工学科 物質・生物系 マテリアル・プロセス工学コース)

授 業 科 目			単 位 数	学 年 別 配 当					備 考
				1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
必修科目	工学概論		2	2					
	基礎工作実習		2	2					
	情報基礎		2	2					
	分析化学		2		2				
	有機化学		3		2	1			
	天然物化学		1			1			
	無機化学		2			2			
	基礎物理化学		2			2			
	生物化学		2			2			
	基礎化学工学		1			1			
	総合化学実験		2		2				
	分析化学実験		2		2				
	有機化学実験		2			2			
	生物工学実験		2			2			
	化学工学		2				2		
	物理化学Ⅰ		1				1		
	物理化学Ⅱ		1				1		
	生物化学工学		2				2		
	エネルギープロセス工学		1					1	
	環境複合材料		1					1	
	高分子化学		1					1	
	応用物理化学		2					2	
	マテリアル工業化学Ⅰ		1					1	
	マテリアル工業化学Ⅱ		1					1	
	エンジニアリング化学実験		2				2		
	プロセスデザイン実験		2				2		
	無機材料化学		2				2		
	有機合成化学Ⅰ		2				2		
	有機合成化学Ⅱ		1					1	
	高分子材料		2					2	
	マテリアルサイエンス		2					2	
	基礎研究		2				2		
	卒業研究		9					9	
	融合複合基礎	ライフ&アースサイエンス	2		2				
		応用物理Ⅰ	2			2			
		融合	応用数学Ⅰ	2				2	
応用物理Ⅱ A			1				1		
環境材料工学	1					1			
修 得（開設）単位小計		72	6	10	15	20	21		
選択科目	融合	分子生物学	2				2		
		生物有機化学	2				2		
		バイオ工学	2					2	
		発酵醸造学	1					1	
		アグリサイエンス	2					2	
	複合	応用数学Ⅱ	2				2		4年次又は5年次で選択可 4年次又は5年次で選択可 4年次又は5年次で選択可 4年次又は5年次で選択可 4年次又は5年次で選択可 4年次又は5年次で選択可 4年次又は5年次で選択可 4年次又は5年次で選択可 4年次又は5年次で選択可 4年次又は5年次で選択可 4年次又は5年次で選択可 4年次又は5年次で選択可 4年次又は5年次で選択可 4年次又は5年次で選択可 4年次又は5年次で選択可 4年次又は5年次で選択可 4年次又は5年次で選択可
		応用数学Ⅲ	1					1	
		機械システム概論	1				1		
		知能機械工学概論	1					1	
		熱・流体工学概論	1				1		
		医療・福祉工学概論	1					1	
		電気エネルギーシステム概論	1				1		
		電気材料工学概論	1					1	
		情報工学概論	1				1		
		通信ネットワーク概論	1					1	
		国土防災システム概論	1				1		
		環境工学概論	1					1	
		建築デザイン概論	1				1		
		都市デザイン概論	1					1	
		特別講義Ⅲ	2				2		
		特別講義Ⅳ	2				2		
		データマイニング	1					1	
		校外実習基礎A	1			1			
		校外実習基礎B	2			2			
校外実習A	1				1				
校外実習B	2				2				
開設単位小計		35			3	19	13		
修得単位小計		15以上	15以上						
専門科目開設単位合計		107	6	10	15	20	21	必修科目	
					3	19	13	選択科目	
専門科目修得単位合計		87以上	6	10	15	20	21	必修科目	
			—	—	—	8以上		融合選択科目	
			—	—	7以上			複合選択科目	
			15以上			選択科目			
一般科目修得単位合計		80以上	25	25	17	7	4	必修科目	
			2以上					選択科目	
修得単位合計		167以上	31	35	32	27	25	必修科目	
			17以上					選択科目	

別表第4
(創造システム工学科 物質・生物系 バイオ・アグリ工学コース)

授 業 科 目			単 位 数	学 年 別 配 当					備 考
				1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
必修科目	工学概論		2	2					
	基礎工作実習		2	2					
	情報基礎		2	2					
	分析化学		2		2				
	有機化学		3		2	1			
	天然物化学		1			1			
	無機化学		2			2			
	基礎物理化学		2			2			
	生物化学		2			2			
	基礎化学工学		1			1			
	総合化学実験		2		2				
	分析化学実験		2		2				
	有機化学実験		2			2			
	生物工学実験		2			2			
	化学工学		2				2		
	物理化学Ⅰ		1				1		
	物理化学Ⅱ		1				1		
	生物化学工学		2				2		
	エネルギープロセス工学		1					1	
	環境複合材料		1					1	
	高分子化学		1					1	
	応用物理化学		2					2	
	マテリアル工業化学Ⅰ		1					1	
	マテリアル工業化学Ⅱ		1					1	
	エンジニアリング化学実験		2				2		
	プロセスデザイン実験		2				2		
	分子生物学		2				2		
	生物有機化学		2				2		
	バイオ工学		2					2	
	発酵醸造学		1					1	
	アグリサイエンス		2					2	
	基礎研究		2				2		
	卒業研究		9					9	
	融合複合基礎	ライフ&アースサイエンス	2		2				
		応用物理Ⅰ	2			2			
		融合	応用数学Ⅰ	2				2	
応用物理Ⅱ A			1				1		
生態工学	1						1		
修 得 (開 設) 単 位 小 計		72	6	10	15	19	22		
選択科目	融合	無機材料化学	2				2		
		有機合成化学Ⅰ	2				2		
		有機合成化学Ⅱ	1					1	
		高分子材料	2					2	
		マテリアルサイエンス	2					2	
	複合	応用数学Ⅱ	2				2		
		応用数学Ⅲ	1					1	
		機械システム概論	1				1		4年次又は5年次で選択可
		知能機械工学概論	1					1	4年次又は5年次で選択可
		熱・流体工学概論	1				1		4年次又は5年次で選択可
		医療・福祉工学概論	1					1	4年次又は5年次で選択可
		電気エネルギーシステム概論	1				1		4年次又は5年次で選択可
		電気材料工学概論	1					1	4年次又は5年次で選択可
		情報工学概論	1				1		4年次又は5年次で選択可
		通信ネットワーク概論	1					1	4年次又は5年次で選択可
		国土防災システム概論	1				1		4年次又は5年次で選択可
		環境工学概論	1					1	4年次又は5年次で選択可
		建築デザイン概論	1				1		4年次又は5年次で選択可
		都市デザイン概論	1					1	4年次又は5年次で選択可
		特別講義Ⅲ	2				2		
		特別講義Ⅳ	2				2		
		データマイニング	1					1	
		校外実習基礎A	1			1			
		校外実習基礎B	2			2			
		校外実習A	1				1		
	校外実習B	2				2			
開 設 単 位 小 計		35			3	19	13		
修 得 単 位 小 計		15以上	15以上						
専 門 科 目 開 設 単 位 合 計		107	6	10	15	19	22	必修科目	
					3	19	13	選択科目	
専 門 科 目 修 得 単 位 合 計		87以上	6	10	15	19	22	必修科目	
			—	—	—	8以上		融合選択科目	
			—	—	7以上			複合選択科目	
			15以上			選択科目			
一 般 科 目 修 得 単 位 合 計		80以上	25	25	17	7	4	必修科目	
			2以上					選択科目	
修 得 単 位 合 計		167以上	31	35	32	26	26	必修科目	
			17以上					選択科目	

別表第5
(創造システム工学科 土木・建築系 国土防災システムコース)

授 業 科 目			単 位 数	学 年 別 配 当					備 考	
				1 年	2 年	3 年	4 年	5 年		
必修科目	工学概論		2	2						
	基礎工作実習		2	2						
	情報基礎		2	2						
	基礎測量学		1	1						
	建設材料学		2	2						
	基礎構造力学		2		2					
	建築一般構造学		1		1					
	基礎水理学		1		1					
	土質力学		2		2					
	測量学Ⅰ		2		2					
	コンクリート構造学		2		2					
	建築デザイン演習Ⅰ		1	1						
	建築デザイン演習Ⅱ		1	1						
	建築デザイン演習Ⅲ		1	1						
	建築デザイン演習Ⅳ		1		1					
	建築デザイン演習Ⅴ		1		1					
	測量実習Ⅰ		1	1						
	測量実習Ⅱ		2		2					
	土木・建築系実験実習Ⅰ		1		1					
	構造力学		2				2			
	鉄筋コンクリート工学		1				1			
	土木構造設計		1				1			
	上下水道工学		1				1			
	建設法規		1				1			
	水理学		1				1			
	応用水理学		1				1			
	地盤工学		1				1			
	防災地盤工学		1				1			
	建築計画Ⅱ		1				1			
	鋼構造学		1				1			
	建築計画Ⅰ		2				2			
	建築史		2				2			
	土木・建築系実験実習Ⅱ		1				1			
	橋梁保全工学		1					1		
測量学Ⅱ		2					2			
計画数理		1					1			
都市計画		2					2			
環境アセスメント		1					1			
都市環境工学		1					1			
建設施工		2					2			
基礎研究		2				2				
卒業研究		9					9			
融合必修	融合複合基礎	2		2						
	融合複合基礎	2			2					
	融合複合基礎	2				2				
	融合複合基礎	1				1				
融合必修	融合複合基礎	1				1				
	融合複合基礎	1				1				
	融合複合基礎	1					1			
	融合複合基礎	1					1			
修 得 (開 設) 単 位 小 計			75	6	9	17	23	20		
選択科目	融合必修	河川防災工学	2					2		
		交通システム工学	1				1			
		空間デザイン演習Ⅰ	1					1		
		空間デザイン演習Ⅱ	1					1		
		空間デザイン演習Ⅲ	1					1		
		耐震工学	1					1		
		建築環境工学	2					2		
		建設設備	2					2		
	融合必修	機械システム概論	1				1		4年次又は5年次で選択可	
		知能機械工学概論	1				1		4年次又は5年次で選択可	
		電気エネルギーシステム概論	1				1		4年次又は5年次で選択可	
		情報工学概論	1				1		4年次又は5年次で選択可	
		材料計測工学概論	1				1		4年次又は5年次で選択可	
		物質工学概論	1				1		4年次又は5年次で選択可	
		特別講義Ⅲ	2				2			
		応用数学Ⅱ	2				2			
		応用数学Ⅲ	1					1		
		熱・流体工学概論	1					1	4年次又は5年次で選択可	
		医療・福祉工学概論	1					1	4年次又は5年次で選択可	
		電気材料工学概論	1					1	4年次又は5年次で選択可	
		通信ネットワーク概論	1					1	4年次又は5年次で選択可	
		応用化学概論	1					1	4年次又は5年次で選択可	
		微生物学概論	1					1	4年次又は5年次で選択可	
		特別講義Ⅳ	2				2			
		データマイニング	1					1		
		校外実習基礎A	1			1				
		校外実習基礎B	2			2				
校外実習A	1				1					
校外実習B	2				2					
開 設 単 位 小 計			37			3	16	18		
修 得 単 位 小 計			12以上	12以上						
専 門 科 目 開 設 単 位 合 計			112	6	9	17	23	20	必修科目	
						3	16	18	選択科目	
専 門 科 目 修 得 単 位 合 計			87以上	6	9	17	23	20	必修科目	
				—	—	—	8以上		融合選択科目	
				—	—	4以上				複合選択科目
				12以上						選択科目
一 般 科 目 修 得 単 位 合 計			80以上	25	25	17	7	4	必修科目	
				2以上						選択科目
修 得 単 位 合 計			167以上	31	34	34	30	24	必修科目	
				14以上					選択科目	

別表第 5
(創造システム工学科 土木・建築系 空間デザインコース)

授 業 科 目			単 位 数	学 年 別 配 当					備 考	
				1 年	2 年	3 年	4 年	5 年		
必修科目	工学概論		2	2						
	基礎工作実習		2	2						
	情報基礎		2	2						
	基礎測量学		1		1					
	建設材料学		2		2					
	基礎構造力学		2			2				
	建築一般構造学		1			1				
	基礎水理学		1			1				
	土質力学		2			2				
	測量学Ⅰ		2			2				
	コンクリート構造学		2			2				
	建築デザイン演習Ⅰ		1		1					
	建築デザイン演習Ⅱ		1		1					
	建築デザイン演習Ⅲ		1		1					
	建築デザイン演習Ⅳ		1			1				
	建築デザイン演習Ⅴ		1			1				
	測量実習Ⅰ		1		1					
	測量実習Ⅱ		2			2				
	土木・建築系実験実習Ⅰ		1			1				
	構造力学		2				2			
	鉄筋コンクリート工学		1				1			
	建設法規		1				1			
	水理学		1				1			
	地盤工学		1				1			
	鋼構造学		1				1			
	建築計画Ⅰ		2				2			
	建築計画Ⅱ		1				1			
	建築史		2				2			
	土木・建築系実験実習Ⅱ		1				1			
	測量学Ⅱ		2					2		
	計画数理		1					1		
	都市計画		2					2		
	空間デザイン演習Ⅰ		1				1			
	空間デザイン演習Ⅱ		1					1		
	空間デザイン演習Ⅲ		1					1		
	建築環境工学		2					2		
	建設設備		2					2		
	交通システム工学		1					1		
	建設施工		2					2		
	基礎研究		2				2			
	卒業研究		9					9		
	融合複合基礎	ライフ＆アースサイエンス	2		2					
		応用物理Ⅰ	2			2				
		融	応用数学Ⅰ	2			2			
		合	応用物理Ⅱ A	1			1			
			データマイニング	1				1		
	修 得 （ 開 設 ） 単 位 小 計			75	6	9	17	19	24	
選択科目	融合	土木構造設計	1				1			
		上下水道工学	1				1			
		応用水理学	1				1			
		防災地盤工学	1				1			
		橋梁保全工学	1					1		
		環境アセスメント	1					1		
		都市環境工学	1					1		
		河川防災工学	2					2		
		耐震工学	1					1		
	複合	応用数学Ⅱ	2				2			
		応用数学Ⅲ	1					1		
		特別講義Ⅲ	2				2			
		特別講義Ⅳ	2				2			
		機械システム概論	1				1		4 年次または 5 年次で選択可	
		知能機械工学概論	1				1		4 年次または 5 年次で選択可	
		電気エネルギーシステム概論	1					1	4 年次または 5 年次で選択可	
		情報工学概論	1				1		4 年次または 5 年次で選択可	
		材料計測工学概論	1					1	4 年次または 5 年次で選択可	
		物質工学概論	1				1		4 年次または 5 年次で選択可	
		熱・流体工学概論	1					1	4 年次または 5 年次で選択可	
		医療・福祉工学概論	1					1	4 年次または 5 年次で選択可	
		電気材料工学概論	1				1		4 年次または 5 年次で選択可	
		通信ネットワーク概論	1					1	4 年次または 5 年次で選択可	
		応用化学概論	1				1		4 年次または 5 年次で選択可	
		微生物学概論	1					1	4 年次または 5 年次で選択可	
		校外実習基礎 A	1			1				
		校外実習基礎 B	2			2				
		校外実習 A	1				1			
		校外実習 B	2				2			
	開 設 単 位 小 計			35			3	19	13	
	修 得 単 位 小 計			12以上	12以上					
専 門 科 目 開 設 単 位 合 計			107	6	9	17	19	24	必修科目	
						3	17	15	選択科目	
			6	9	17	19	24	必修科目		
			—	—	—	8 以上		融合選択科目		
専 門 科 目 修 得 単 位 合 計			87以上	—	—	4 以上			複合選択科目	
			12 以上					選択科目		
			25	25	17	7	4	必修科目		
一 般 科 目 修 得 単 位 合 計			80以上	2以上					選択科目	
			31	34	34	26	28	必修科目		
修 得 単 位 合 計			167以上	14 以上					選択科目	

別表第 6

グローバル地域創生工学専攻教育課程

区 分		必修・選 択	授 業 科 目	講義演習 実験の別	単 位 数	学 年 配 当				備 考	
						1 年 次		2 年 次			
						前 期	後 期	前 期	後 期		
一 般 科 目	リベラル アーツ	必修	応用英語Ⅰ 情報数学 地域産業・経済・文化	講義 講義 講義	2 2 2	2 2		2			
		選択	応用英語Ⅱ 応用英語Ⅲ 日本文化論 一般社会経済史	講義 講義 講義 講義	2 2 2 2		2		2 2		
		選択	熱・統計力学 電磁気学 力学 物理数学 固体材料工学	講義 講義 講義 講義 講義	2 2 2 2 2	2 2 2		2			
	一 般 科 目 開 設 単 位 小 計				24	10	6	4	4		
	一 般 科 目 修 得 単 位 小 計				12以上	12以上					
	専 門 科 目	専門共通科目	必修	機械工学概論 電気情報工学概論 物質工学概論 建設工学概論	講義 講義 講義 講義	2 2 2 2	2 2 2 2				
			選択	機械工学総論 電気情報工学総論 物質工学総論 建設工学総論	講義 講義 講義 講義	2 2 2 2	2 2 2 2			4単位以上 を選択	
専 門 共 通 科 目 開 設 単 位 小 計				12	6	6					
専 門 共 通 科 目 修 得 単 位 小 計				10以上	10以上						
演習実習科目		必修	創造工学演習基礎 PBL工学演習基礎 創造工学演習 PBL工学演習	演習 演習 演習 演習	2 2 2 2	2 2	2	2	2		
科 目	関連専門科目	選択	精密加工学 メカトロニクス 生産システム工学 画像処理工学 システム情報工学 応用電磁気 電気化学の基礎 高分子物性論 無機・分析化学基礎 防災システム工学 コンクリート工学 環境緑化保全工学	講義 講義 講義 講義 講義 講義 講義 講義 講義 講義 講義 講義	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 2	2 2 2	2 2 2 2			
		特別研究	選択	地域課題解決型特別研究 国際・企業連携型特別研究 一般特別研究	演習 演習 演習	8 8 8	4 4 4	4 4 4		1科目を 選択必修	
			選択	地域課題解決型特別研究 国際・企業連携型特別研究 一般特別研究	演習 演習 演習	8 8 8		4 4 4	4 4 4	1科目を 選択必修	

区 分		必修・ 選択	授 業 科 目	講義演習 実験の別	単 位 数	学 年 配 当				備 考
						1 年 次		2 年 次		
						前 期	後 期	前 期	後 期	
専 門 科 目	コ ー ス 専 門 科 目	必修 選 択	高速流体力学特論	講 義	2	2		(2)		1 学年ま では 2
			伝熱工学特論	講 義	2		2		(2)	
			振動工学特論	講 義	2		2		(2)	
			情報理論特論	講 義	2	2		(2)		
			エネルギー変換工学特論	講 義	2	2		(2)		
			光電子工学特論	講 義	2		2		(2)	
			反応工学特論	講 義	2	2		(2)		
			微生物工学特論	講 義	2	2		(2)		
			有機合成化学特論	講 義	2	2		(2)		
			地盤工学特論	講 義	2	2		(2)		
			環境地域計画学特論	講 義	2	2		(2)		
			構造力学特論	講 義	2		2		(2)	
科 目	自由 選択 科目	関連基礎科目 校外実習Ⅰ 校外実習Ⅱ 校外実習Ⅲ 単位互換科目	実 習 実 習 実 習 講 義	演 習 実 習 科目等開設単位小計	104	30	34	42	22	
				演 習 実 習 科目等修得単位小計	40以上	40以上				
				専 門 科 目 開設単位小計	116	36	40	42	22	
				専 門 科 目 修得単位小計	50以上	50以上				
				自 由 選 択 科目修得単位小計	9	3.5	3.5			
一般・専門・自由選択科目開設単位合計					149	49.5	49.5	46	26	
一般・専門・自由選択科目修得単位合計					62以上	62以上				

秋田工業高等専門学校学生準則

第1章 誓約書及び保護者等

第1条 学生は、秋田工業高等専門学校学則（昭和39年規則第1号）、学生準則その他の規則を遵守し、本校学生としての本分を全うするよう常に心がけなければならない。

第2条 入学を許可された者は、所定の期日までに様式第1号により、本人の在学中における保護者等と連署した誓約書を提出しなければならない。

第3条 保護者等は、独立の生計を営む成年者で、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 禁固以上の刑に処せられた者
- (2) 破産者でいまだ復権しない者
- (3) 成年被後見人及び被保佐人

第4条 保護者等が死亡し、又は資格を失った場合は、直ちに新しい保護者等を、様式第2号により校長に提出しなければならない。

第2章 学生証

第5条 学生は、毎学年の始め本校において交付する学生証を常に携帯し、本校職員の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

第6条 学生証は、その有効期間を終了したとき又は退学するときには、校長に返納しなければならない。

第7条 学生証を紛失し、又はき損したときは直ちに校長に届け出て、様式第3号による学生証再交付願を提出し、再交付を受けなければならない。

第3章 休学・退学・欠席等

第8条 学生は、疾病その他の理由により継続して3か月以上修学することができない見込みのときは、医師の診断書又は詳細な理由書を添え、学級担任教員を経て様式第4号による休学願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

第9条 休学した者が休学の理由がなくなったことにより復学しようとするときは、様式第5号による復学願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。この場合、疾病により休学した者は、医師の診断書を添えるものとする。

第10条 学生が退学しようとするときは、様式第6号による退学願を学級担任教員を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。

第11条 学生は、改姓その他一身上の異動があったときは、直ちに様式第7号による身上異動届を学級担任教員を経て校長に提出しなければならない。

第12条 学生が住居を変更したときは、直ちに様式第8号による住居変更届を学級担任教員を経て校長に提出しなければならない。

第13条 学生が欠席、欠課、遅刻又は早退をしようとするときは、事前に理由を明記して、学級担任教員を経て、様式第9号による欠席（欠課、遅刻、早退）届を校長に提出

しなければならない。ただし、やむを得ない理由により事前に提出できないときは、その理由を明記して事後直ちに提出しなければならない。

- 2 疾病のため引き続いて1週間以上欠席するときは、医師の診断書を添えるものとする。
- 第14条 父母近親の喪に服するときは、様式第10号による忌引願を学級担任教員を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 2 忌引の期間は、父母7日、祖父母・兄弟姉妹3日、伯叔父母・曾祖父母1日とする。

第4章 服装

- 第15条 学生は、登校時には本校制定の制服または制服に準ずる学生らしい清楚な服装をし、本校学生として体面を失わないようにしなければならない。
- 2 制服及び徽章の制式については、別に定める。

第5章 健康診断等

- 第16条 学生は、毎年の定期又は臨時の健康診断及び予防接種を受けなければならない。
- 第17条 校長は、必要に応じて学生に治療を命ずることがある。

第6章 学生会等

- 第18条 本校に学生会員をもって構成する学生会を置く。
- 第19条 学生会について必要な事項は、別に定める。
- 第20条 学生が本校学生をもって会員とする体育活動又は文化活動その他すべての団体を結成しようとするときは、指導教員を定め様式第11号による学生団体結成願に団体の規約並びに指導教員及び会員の名簿を添え、これを責任代表者から学生主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 第21条 前条の団体の行為が本校の目的に反すると認められるときは、校長がその解散を命ずることがある。
- 第22条 学生が団体として校外団体に参加しようとするときは、様式第12号による校外団体参加願に当該校外団体の目的、規約及び役員に関する事項並びに参加の目的を記載した文書を添え、これを責任代表者から学生主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 第23条 前条の校外団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときは、校長は許可を取り消すことがある。

第7章 集会

- 第24条 学生が校内において、又は本校名を使用して校外において集会、催し物その他の行事を行おうとする場合は目的、期日、施設、設備の名称、参加者数等を記載した様式第13号による集会（催し物・その他の行事）許可願を1週間以前に責任代表者から学生主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。この場合、その実施に関しては、学生主事の指示に従うものとする。

第25条 前条の場合、本校学生の本分にもとるような行為が認められるときは、その中止を命ずることがある。

第8章 印刷物の配布及び販売、寄付募集等

第26条 学生が校内又は本校名を使用して校外において、雑誌、新聞、パンフレット等の印刷物を配布又は販売しようとするときは、あらかじめ様式第14号による印刷物配布（販売）許可願に当該印刷物2部を添え、これを学生主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第27条 学生が校内又は本校名を使用して校外において寄付を募集しようとするときは、目的、期日、募集先、その予定募集金額等を記載した様式第15号による寄付募集許可願2部を作成し、これを学生主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。この場合、その実施に関しては、学生主事の指示に従うものとする。

第9章 掲示

第28条 学生が校内又は本校名を使用して校外において、ビラ、ポスター類を掲示しようとするときは、様式第16号による掲示許可願に当該掲示物及びその写を添え、これを学生主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 校内に掲示するときは、本校の定める掲示場に掲示しなければならない。

第10章 施設、設備の使用

第29条 学生及び団体が、本校の施設、設備を使用しようとする場合には、その目的、期日、施設、設備の名称等を記載した様式第17号による施設設備使用許可願を学生主事を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。ただし、日常その使用を認められた施設、設備についてはこの限りでない。

第11章 雑則

第30条 この準則施行に際して必要あるときは、さらに施行細則を定める。

附 則

この準則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、昭和44年10月1日から施行する。

附 則

この準則は、昭和50年2月17日から施行する。

附 則

この準則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成25年2月25日から施行する。

附 則

この準則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、令和3年5月12日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この準則は、令和5年11月1日から施行する。

秋田工業高等専門学校学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、秋田工業高等専門学校における試験，学業成績の評価，進級及び卒業の認定等について定めることを目的とする。

第2章 試験

(試験)

第2条 到達度試験を前期中間，前期末，後期中間，後期末に実施する。

2 前項のほか必要があると認めたときは，追試験を行うことがある。

3 追加認定試験は，原則として第2学年から第4学年までに進級した者の不可の科目について実施する。

第3条 平素の成績で評価し得る科目については，試験の全部又は一部を行わないことがある。

(追試験)

第4条 病気その他やむを得ないと認められる理由によって，到達度試験を受験できなかった者については追試験を行うことがある。

2 追試験を受けようとする者は，速やかに受験願（病気の場合は医療機関発行の診断書や領収書の写し等，その他の理由による場合はその事実を証明する書類を添付）を当該科目担当教員及び学級担任教員を経て校長に提出しなければならない。

3 前項の願い出があった場合は，教務主事が当該関係教員と協議の上，実施の可否を決定する。

4 追試験は，病気の場合を除き，原則として到達度試験終了後1週間以内に行う。

(再試験)

第4条の2 成績の評価で第1学年から第3学年は50点，第4学年及び第5学年は60点の合格点に達していない場合，再試験を行うことがある。ただし，その対象者については，欠課時数，遅刻回数の総数が授業時数の4分の1を超えていないこと，さらに出席しなかった授業に関して，その授業の内容を学習した証拠となる資料，または科目担当教員から指示された課題を提出した者を対象とする。

2 再試験を受けようとする者は，速やかに受験願を当該科目担当教員及び学級担任教員を経て校長に提出しなければならない。

3 前項の願い出があった場合は，教務主事が当該関係教員と協議の上，実施の可否を決定する。

第3章 学業成績の評価

(追加認定試験)

第5条 追加認定試験を受けようとする者は，受験願を学級担任教員を経て校長に提出しなければならない。

2 追加認定試験の実施及び方法については，教務主事の指示による。

3 科目の合格認定は、当該学年にさかのぼって行う。

4 故意に試験に欠席したと認められた者は、当該試験科目に係るその後の追加認定試験の受験を認めない。

(成績の評価)

第6条 学期の成績は、その学期において実施した試験の成績及び平素の成績等を総合して100点法により評価する。

2 追試験の成績は、前項の規定により評価する。

3 再試験及び追加認定試験の成績の評価は、第1学年から第3学年の科目は最高を50点とし、49点以下を不合格とする。第4学年及び第5学年の科目は最高を60点とし、59点以下を不合格とする。

(異議申し立て)

第6条の2 当該期の成績評価及び出欠について、異議申し立ての理由を記載した「成績評価・出欠等についての異議申立書」により、異議を申し立てることができる。

2 異議申立期間は、年度ごとに校長の承認を経て、決定する。

3 第1項の申し立てがあった場合は、教務主事が当該関係教員と協議の上、学生への回答を行うものとする。

(学年成績の評価及び評定)

第7条 各科目の学年成績は、当該授業科目の実授業時数の4分の3以上の出席がある科目について、試験の成績及び平素の成績を総合して100点法により評価し、次の区分により優、良、可、不可の評語で評定し、優、良、可を合格とする。出席が当該科目の4分の3に満たない場合は、第1学年から第3学年は49点以下、第4学年及び第5学年は59点以下の点数で評価して、不可と評定する。ただし、運営会議が認める理由（長期病欠その他）で、3分の2以上の出席がある場合については、4分の3以上の出席がある場合と同様に評価し、優、良、可又は不可で評定する。

2 学年成績を指導要録に記載する場合及び校外に通知する場合は評語によるものとする。

学年 評語	学年	
	第1学年から第3学年	第4学年及び第5学年
優	100点～80点	100点～80点
良	79点～60点	79点～65点
可	59点～50点	64点～60点
不可	49点～0点	59点～0点

(故意に試験に欠席した場合等の成績)

第8条 故意に試験に欠席したと認められた者又は懲戒処分のため試験を受けることができなかった者の当該科目の成績は零点とする。

(不正行為をした場合の成績)

第9条 試験中不正行為を行った者は、その時間以降の受験を停止させ、当該試験の成績を全て零点とする。

第4章 進級及び卒業の認定

(進級及び卒業の認定)

第10条 進級及び卒業は教務委員会に付し、学業成績及び特別教育活動の履修状況等を統合して、運営会議で認定する。この認定にあたっては、原則として次の号の基準に該当していなければならない。

- (1) 欠席日数が年間実授業日数の4分の1以下であること。又各科目の欠課時数が年間実授業時数の4分の1以下であること。ただし、校長が認める理由（長期病欠、その他）のある場合は、3分の1以下とする。
- (2) 本校の規定する単位数を満たしていること。
- (3) 卒業の認定にあつては、各学科指定の科目が不可でないこと。

第11条 前条各号に掲げる基準を満たさない者で、特別の理由があると認めた者については、運営会議で進級及び卒業を認めることがある。

（編入学）

第12条 校長は、第4学年に編入した者については、当該編入学科の第1学年から第3学年までの履修単位を修得したものとみなす。

2 第3学年に編入した外国人留学生については、前項に準ずる。

第5章 雑則

（雑則）

第13条 この規則の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（中略）

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成15、16年度に履修した科目に関する追加認定試験の成績の評価は、第6条の規則にかかわらず全学年共最高を60点とし、59点以下を不合格とする。

附 則

この規則は、平成18年3月3日から施行し、第2条第4項、第12条第1項及び第12条第2項は平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年6月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年6月2日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

成績評価及び進級、卒業の認定に関する内規

(成績の評価)

第1条 平常点の幅は、各科目担当教員において適宜考慮のこととする。

第2条 レポートその他日常の学習状況により評価する場合は、この内規及び学業成績の評価の規則に準じる。

第3条 学生成績の評価が、1つの授業科目について第1学年から第3学年までは50点以上の場合、第4学年及び第5学年までは60点以上の場合にそれぞれ修得単位として認められる。

第4条 前期又は後期のみにおいて修了する科目は、その学期の成績を学年成績とする。

第5条 各科目担当教員は必要と認めたとき、再試験を行うことができる。

第6条 第3学年までの科目についての追加認定試験は、原則として年1回実施し、その試験の結果は教務主事が教員会議に報告する。

2 第4学年においては、第1項に定める追加認定試験の他に3月にも行うことができる。

3 前項の追加認定試験を行うことができる基準は、第8条一号に定める科目を除き未修得の単位数が5単位以下の場合とする。

4 第5学年においては、校長が認める場合に同学年の科目についての追加認定試験を3月に行うことができる。

第7条 原学年にとどめられた者は当該学年における未修得単位を履修しなければならない。

2 第4学年及び第5学年において原学年にとどめられた者は、授業時間割の空白を利用して他系の同学年若しくは以下の学年の授業科目を受講することができる。この場合、その科目の単位取得は認めるが、当該学生が所属する系の進級並びに卒業要件の修得単位としては認めないものとする。

なお、自系の上級学年の修得単位（ただし、実技を伴うものを除く。）は、認めることができる。

(進級、卒業の認定)

第8条 第4学年までの進級の認定に当たっては、原則として次の基準に該当していなければならない。第5学年への進級は必修科目をすべて修得していなければならない。

(1) 実験実習並びに設計製図等の実技を伴うものについては、当該学年で単位を修得すること。

(2) 当該学年も含めた必修科目のうち、未修得の累積単位数が次の表に定める単位数以下であること。

学 年	1 年	2 年	3 年
累 積 単 位 数	8	8	6

第9条 卒業の認定に当たっては、修得単位数は167単位以上とする。ただし、必修科目は、すべて修得しなければならない。

(進級、卒業の認定)

第10条 年度の途中で退学を希望する者には、前学年の修了を認定する。

第11条 退学の時期が学年末であって進級の要件を満たした者には、その学年の修了を認定する。

第12条 第10条及び第11条において、修了を認定する場合には、一般科目（必修）をすべて合格していることを条件とする。

(他校志願者の取り扱い)

第13条 他の学校に入学を志願する者で当該学年修了見込みの者は、その学年の修了見込証書及び受験許可書を交付する。

第14条 他校に入学を志願し、退学した者の再入学は認めない。

附 則

- 1 この内規は、昭和52年4月1日から実施する。
- 2 昭和52年4月1日現に3学年以上に在学する者については、第4条、第9条第2号、第10条は適用しない。
- 3 成績の評価に関する申し合わせ（昭和48年4月1日裁定）は、廃止する。

附 則

この内規は、昭和58年10月1日から実施する。

附 則

- 1 この内規は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この内規の施行日前に在学してる者については、なお従前の例による。

附 則

この内規は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年3月3日から施行し、第7条第1項から同条第4項まで、及び第9条は平成17年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年6月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和6年2月7日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

他の高等専門学校及び高等専門学校以外の教育施設等における学修等に対する単位認定に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、秋田工業高等専門学校学則第13条の2及び第13条の3の規定に基づき、他の高等専門学校における授業科目の履修及び高等専門学校以外の教育施設等における学修に対する単位の認定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(他の高等専門学校における授業科目の履修)

第2条 他の高等専門学校における授業科目を履修しようとする学生は、教務主事を経て、校長に願い出て許可を得なければならない。

2 校長は、教育上有益と認めるときは、前項による願い出を許可することができる。

(高等専門学校以外の教育施設等における学修)

第3条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学、短期大学における学修及び次に掲げる学修（文部科学大臣が別に定める学修）を、本校における授業科目の履修とみなし単位の修得を認定することができる。

(1) 大学又は短期大学の専攻科における学修

(2) 高等専門学校の専攻科における学修

(3) 専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修で、高等専門学校において高等専門学校教育に相当する水準を有すると認めたもの

(4) 青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則（平成12年文部省令第25号）又は技能審査の認定に関する規則（昭和42年文部省告示第237号）による文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修で、高等専門学校において高等専門学校教育に相当する水準を有すると認めたもの

2 大学又は短期大学の本科における学修を行おうとする学生は、教務主事を経て、校長に願い出て許可を得なければならない。

3 第1項第1号から第3号に掲げる学修を行おうとする学生は、専攻科長を経て、校長に願い出て許可を得なければならない。

4 校長は、教育上有益と認めるときは、第2項及び第3項による願い出を許可することができる。

5 第1項第4号により認定する単位については、別に定める。

(認定の対象)

第4条 この規則において単位を認定する授業科目等は、第2条又は第3条第2項及び第3項により校長が認めたものとする。

(単位認定申請)

第5条 学生は、許可を受けて修得した単位の認定を受けようとする場合には、速やかに単位

を修得したことを証明する書類を添えて校長に申請するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、国立高等専門学校間単位互換の推進に関する要項（令和4年1月28日理事長裁定）により修得した単位の認定については、当該要項に定める科目開設高専からの単位取得に関する成績通知に基づき単位認定するものとする。

（単位の認定）

第6条 前条により申請された単位の認定については、教務委員会に付し、運営会議で認定する。

- 2 前項により本校の教育課程の相当科目として適当と認められるものは、卒業要件科目とする。
- 3 前項により認定された科目以外の科目については、卒業要件外の科目として記録する。

（認定単位の振替）

第7条 前条により認定された単位は、本校の他の授業科目の単位に振替えることができる。

- 2 認定単位の振替に関する事項は、別に定める。

（準用規定）

第8条 専攻科学生については、第2条を除きこの規則を準用する。この場合において、第6条第1項中「教務委員会」とあるのは「専攻科教務委員会」、同条第2項中「卒業要件科目」とあるのは「修了要件科目」、同条第3項中「卒業要件外の科目」とあるのは「修了要件外の科目」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成18年7月3日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成24年1月26日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年2月5日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

平成24年1月10日
校 長 裁 定

秋田工業高等専門学校「秋田県における大学，短期大学及び高等専門学校間の単位互換に関する協定書」及び「秋田県における大学，短期大学及び高等専門学校間の単位互換実施に関する覚書」に基づく単位認定等に関する申合せ

(趣旨)

- 1 秋田工業高等専門学校の本科の学生に係る「秋田県における大学，短期大学及び高等専門学校間の単位互換に関する協定書」及び「秋田県における大学，短期大学及び高等専門学校間の単位互換実施に関する覚書」（以下「協定書等」という。）に基づく単位認定等については，当該協定書等が定めるもののほか，この申合せによるものとする。

(対象学生)

- 2 当該協定書等により単位互換できる学生は，本科4・5年次生とする。

(認定できる単位数)

- 3 学生一人あたりの卒業要件に含まれる認定単位数の上限は，次のとおりとする。
 - ①専門選択科目 3単位
 - ②一般選択科目 2単位

(履修科目の範囲)

- 4 学生が履修できる受入大学等の授業科目は，協定書等で定める様式「単位互換履修対象授業科目一覧」により定めるとおりとし，卒業要件科目とする授業科目については，各系等で認定し，教務委員会の議を経て決定する。

(単位の認定)

- 5 受入大学等による履修科目の単位授与に係る合否並びに成績評価の結果の通知に基づき，教務委員会に付し，運営会議で認定する。

(成績の評価)

- 6 受入大学等からの成績評価が100点法若しくは100点法に換算できる場合，当該点数に基づき本校の評語（優・良・可・不可）で評定する。
それ以外の場合，教務委員会に付し，運営会議で評定する。

(業務の所管)

- 7 この申合せに基づく単位認定等に関する事務は，学生課が行う。

附 則

この申合せは，平成24年1月10日から実施する。

附 則

この申合せは，平成29年4月1日から実施する。

授業料未納による除籍者の取扱いに関する申合せ

令和2年3月6日
運営会議了承

秋田工業高等専門学校学則第39条第3号の授業料未納による除籍者の単位認定等については、次のとおり申し合わせる。

- 1 授業料について、当該年度末までに納付が完了しない者は、当該年の3月31日付けで除籍する。
- 2 第1項により除籍となった者の学年の課程修了は認定しない。ただし、授業料の納付が完了した学年・学期において、第1学年から第3学年は50点以上、第4学年及び第5学年並びに専攻科生は60点以上の評価を得た科目の単位取得を認めることができる。
- 3 除籍により学年の課程修了が認定されなかった者については、除籍した日の翌日から起算して3年以内に当該授業料相当額の納付を完了することで、学年の課程修了を認定することができる。
なお、課程修了を認定する学年は、学年の課程修了要件(成績、出席日数等)を満たす学年とする。
また、5年次で除籍となった者で、他の卒業要件(成績、出席日数等)を満たす者については、除籍した日まで遡って除籍を取り消し、除籍した日をもって卒業を認定することができる。
- 4 第3項により、学年の課程修了が認められた者(卒業が認定された者を除く)については、除籍した日まで遡って除籍を取り消し、除籍した日をもって学則第25条により退学したものとして取り扱う。
- 5 校長は、第1項により除籍となった者で、除籍した日の翌日から起算して3年以内に当該授業料相当額の納付を完了し、かつ同一の学科及び系又は専攻に再入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考を経て、相当学年に入学を許可することがある。
なお、選考方法については、入学者選抜委員会で決定する。

制服及び徽章の制式

秋田工業高等専門学校学生準則（昭和 42 年規則第 1 号）第 15 条第 2 項に基づく制服及び徽章は、下記のとおりとする。

1 制服

(1) 男子服（冬服）

上着は、黒サージ詰襟学生服とする。

ズボンは、黒サージ長ズボンとする。

襟の右側に学生章（バッジ）をつけて、その他一切をつけないこと。

(2) 男子服（夏服）

白色，開襟，半袖シャツまたは白ワイシャツとする。

ズボンは、冬服と同じとする。

夏季期間中は上着を着用しないことができる。

(3) 女子服（冬服）

上着は、ダークグレーのブレザーとし、左胸に学生章（バッジ）をつけること。

スカートは、グレーのプリーツスカートとする。

ワイシャツ，ブラウスは，白とし，角襟，丸襟のどちらでもよい。

ネクタイまたはリボンを，原則として着用すること。

ベストは，白とする。ただし，着用しないことができる。

（別図 1 及び別図 2 を参照）

上記のほか，学校の指示ある場合を除き，冬季期間中はセーター，スラックス（無地で華美にわたらないもの）を着用することができる。（別図 3 を参照）

(4) 女子服（夏服）

夏季期間中は，夏服，またはスーツを着用することができる。

上着は，白（襟はダークグレー）のセーラー服とし，左胸に学生章（バッジ）をつけること。

スカートは，冬服に同じとする。

リボンは，原則として着用すること。

（別図 4 及び別図 5 を参照）

2 校章

高専 2 字の文字にアルファベットの A を小さく両脇に配し，図案化したものとする。

(1) 学生章

台金は、真鍮製で紋様は校章と同じとする。

3 履物

(1) 実験，実習，体育実技の時は別に定める。

附 則

この制式は、平成 11 年 4 月 1 日から施行し、平成 11 年度入学生から適用する。

附 則

この制式は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

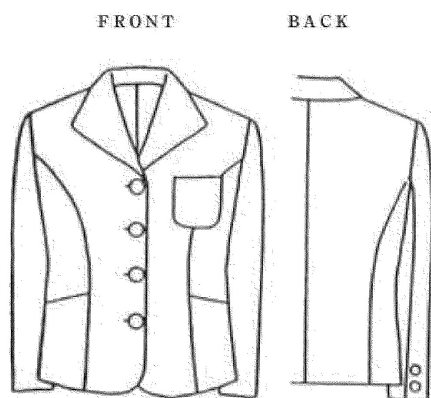
附 則

この制式は、平成 29 年 1 月 6 日から施行する。ただし、平成 28 年度以前入学者については、なお従前の例とする。

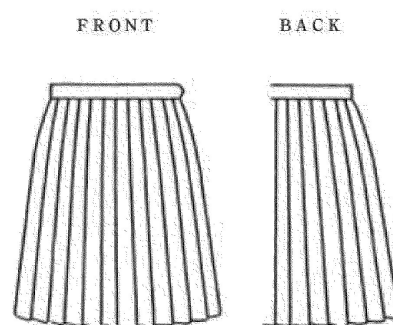
附 則

この制式は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別図 1



別図 2



別図 3



別図 4



別図 5

